

1) 諮問事項

住民基本台帳法の改正に伴う大阪府住民基本台帳法施行条例の改正について

2) 根拠規定

住民基本台帳法第 30 条の 44 の 6 第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号

公布：令和元年 5 月 31 日

施行：「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「デジタル手続法等の一部を改正する法律」という）の公布の日から 5 年以内で政令で定める日

3) 趣旨

昨今、国外に長期滞在する日本国民が増加する一方で、住民票は国外転出時に消除されるため、住民票を基礎としたマイナンバーカードや公的個人認証を国外転出者は利用できない現状。

そこで、国外転出者については、転出後も消除されない戸籍の附票を活用することによりマイナンバーカードや公的個人認証の利用を実現するため、「デジタル手続法等の一部を改正する法律」において住民基本台帳法の改正がされ、住民基本台帳ネットワークシステムでは住民票に基づく本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別）の他に、新たに戸籍附票に基づく附票本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別）が利用できることとなった。

本府においても、条例で定める本人確認情報の利用事務（国外転出者に係る事務に限る）において附票本人確認情報を利用できるよう改正を行う。

なお、法で定める事務で国外転出者に係るものについては、法改正により附票本人確認情報を利用できるよう措置されている。

改正にあたって、住民基本台帳法第 30 条の 40 第 2 項の規定により貴審議会の意見を求めるものである。

4) 該当事務

大阪府住民基本台帳法施行条例第 3 条及び第 5 条に定める事務のうち国外転出者に係るもの

5) 条例改正による効果

これまで、条例事務において国外転出者の生存確認等が必要な場合は、該当者の戸籍がある市町村に文書照会（公用請求）を行っていた。

今回の住民基本台帳法の改正により、住基ネットでも附票本人確認情報を確認できるようになることで、これまでの市町村への照会手続きを省略し、事務負担の軽減を図ることができる。

6) 取扱う個人情報

附票本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報）

※住民基本台帳法第 30 条の 41 の規定に基づき、市町村長が都道府県知事に通知。

公布：令和元年5月31日

施行：「デジタル手続法等の一部を改正する法律」の公布の日から5年以内で政令で定める日

7) セキュリティ対策

住基ネットについては、法等による制度面からの対策、技術面・運用面からの対策により、十分な安全確保の対策がとられている。また、住基ネットの運用開始以来、セキュリティの確保を最優先に取り組んできたことから、これまで、府内で個人情報の漏えい等のセキュリティ事故は発生していない。

大阪府では条例を定めて利用することにより、利用事務や操作者が増えているが、これまでと同様に住民基本台帳ネットを取り扱う職員への研修や漏えい防止の徹底などセキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護には万全を期す。